

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会
募金・協賛推進委員会幹事会設置要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、募金および協賛の詳細について実務的な検討を行うため、募金・協賛推進委員会（以下「委員会」という。）の幹事会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幹事会への付託事項)

第 2 条 幹事会への付託事項は、別表のとおりとする。

(幹事会の構成)

第 3 条 幹事会は、委員会委員長が指名した幹事をもって構成する。

2 幹事会に幹事長および副幹事長を置き、委員会委員長が委嘱する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(任 期)

第 4 条 幹事の任期は、幹事会の目的が達成されたときまでとする。ただし、幹事等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その幹事等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会 議)

第 5 条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

2 幹事会は、付託事項の審議結果について、委員会に報告するものとする。

3 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第 6 条 幹事会の庶務は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会事務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。

別 表 (第2条関係)

付 託 事 項
募金および協賛の企画・推進に関すること